兵庫県公報

令和5年7月24日 月曜日 号 外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告示

兵庫県告示第782号の2

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年7月24日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年7月24日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道路の種類	道 路 <i>0</i>) 🗵	域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 甲子園尼崎線	西宮市東鳴尾町一丁目96番8から 尼崎市元浜町四丁目50番1まで	旧	14.0から 25.0まで	348. 0	
		新	11.0から 38.0まで	350. 0	